

訪問看護・介護予防訪問看護契約書（兼重要事項説明書）

様に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次のとおりです。

「重要事項説明書」は、「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成 24 年山梨県条例第 58 号）」第 4 章の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 事業者について

事業者名称	峡南医療センター企業団
代表者氏名	企業長 河野哲夫
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	南巨摩郡富士川町鯉沢 340-1 電話 0556-22-3135 ファックス番号 0556-22-3884
法人設立年月日	平成 26 年 4 月 1 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	峡南医療センター企業団富士川病院併設訪問看護ステーション
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
指定年月日 事業所番号	令和 5 年 4 月 1 日 1960790085
事業所所在地	南巨摩郡富士川町鯉沢 340-1
連絡先 相談担当者名	電話 0556-22-2121(直) 0556-22-3135(代) ファックス番号 0556-22-2121 (訪問看護ステーション 管理者 今福史香)
事業所の通常の 事業の実施地域	・南巨摩郡富士川町（平林・小室・高下・十谷・鳥屋・柳川は除く） ・西八代郡市川三郷町（下芦川・三帳・高萩・埜・中山・畑熊・旧六郷町は除く） ・南アルプス市（旧甲西町・旧若草町のみ） ・中央市（旧田富町のみ）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	峡南医療センター企業団富士川病院が設置する訪問看護ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営及び利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 ステーションは、訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努める。 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努める。 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日(祝祭日・12月29日～1月3日を除く)
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時15分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日(祝祭日・12月29日～1月3日を除く)
サービス提供時間	午前9時15分から午後4時00分

(5) 事業所の職員体制

看護師	管理者 今福史香 樋口京子 小林千純	保坂ひろみ 穂坂はるみ
-----	--------------------------	----------------

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
主治医との連携	サービスの提供を開始する際は、主治医の指示を文章で受け、訪問看護計画及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。
居宅介護支援事業所等との連携	サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業所又はその他保険・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護サービスの内容	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容（サービス例） (1) 病状・心身の状況の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話 (4) 褥瘡の予防・処置 (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 認知症患者の看護 (8) 療養生活や介護方法の指導 (9) カテーテル等の管理 (10) その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供

- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

- ① 介護保険法に基づいた※訪問看護費（基本利用料）の1割が、利用者負担金となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただきます。

※ 介護保険負担割合証をご提示いただきます。負担割合に応じた負担となります。

- 公費負担医療の対象となる場合がありますので、受給者証をお持ちの方はお申し出ください。

- ② 特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちの方

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療助成制度の対象者で「特定医療費受給者証」をお持ちの方については、決定された自己負担上限額をお支払いいただきます。

- 他医療機関との調整が必要であるため、毎月自己負担上限額管理票を確認させていただき、自己負担上限額に達するまでの自己負担額をお支払いいただきます。

なお、「高額かつ長期」等の特例該当の確認に使用するため、累計額が5万円に達するまでは自己負担上限額管理票に毎月の医療費総額を記入させていただきます。

利用料

サービス内容 サービス提供時間数	訪問看護（要介護）				
	単位と費用		利用者負担額		
	単位	費用	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314	3,140円	314円	628円	942円
30分未満	471	4,710円	471円	942円	1,413円
30分以上1時間未満	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円
1時間以上1時間30分未満	1128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円

サービス内容 サービス提供時間数	介護予防（要支援）				
	単位と費用		利用者負担額		
	単位	費用	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303	3,030円	303円	606円	909円
30分未満	451	4,510円	451円	902円	1,353円
30分以上1時間未満	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
1時間以上1時間30分未満	1090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円

加算

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の利用者負担金が加算されます。

加 算	利用料	利用者負担額	算 定 回 数 等
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	6,000 円	600 円	1 月に 1 回
夜 間 ・ 早 朝 ・ 深 夜 加 算	所定単位の 25/100		夜間(18 時～22 時) 早朝(6 時～8 時)
	所定単位の 50/100		深夜(22 時～翌朝 6 時)
特 別 管 理 加 算（Ⅰ）	5,000 円	500 円	1 月に 1 回
特 別 管 理 加 算（Ⅱ）	2,500 円	250 円	
訪問看護初回加算（Ⅰ）	3,500 円	350 円	退院等した日に初回の訪問
訪問看護初回加算（Ⅱ）	3,000 円	300 円	退院等した日の翌日以降に初回の訪問
退 院 時 共 同 指 導 加 算	6,000 円	600 円	1 回当たり
看護介護職員連携強化加算	2,500 円	250 円	1 月に 1 回
複 数 名 訪 問 看 護 加 算	2,540 円	254 円	1 回当たり(30 分未満)
	4,020 円	402 円	1 回当たり(30 分以上)
長 時 間 訪 問 看 護 加 算	3,000 円	300 円	1 回当たり
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5/100		1 回当たり
サービス提供体制加算(Ⅰ)	60 円	6 円	1 回当たり
タ ー ミ ナ ル ケ ア 加 算	2,500 円	250 円	死亡した月に 1 回
専 門 管 理 加 算	2,500 円	250 円	1 月に 1 回

(上記利用者負担は 1 割負担の場合。利用者の負担割合により利用料が変わります)

※ 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）は、利用者の同意を得て利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、更に緊急訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制が整備されている場合に算定します。必要に応じて緊急訪問を行う場合に月に 1 回算定し、1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問については早朝・夜間、深夜の加算となります。

※ 特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、退院又は退所した日に初回の訪問を行った場合は（Ⅰ）、退院又は退所した日の翌日以降に初回の訪問を行った場合は（Ⅱ）の加算を算定します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

- ※ 退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 複数名訪問看護加算は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、該当の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問看護を行った場合に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収しません。また、当該加算の算定は、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及びターミナルケア加算を除いた所定単位数に加算します。
- ※ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)は、勤続年数7年以上の職員を30%以上配置した上で、次の①から③の要件を満たしていると届け出た場合に加算します。(①看護師等ごとに研修計画を作成し研修を実施、②利用者に関する留意事項の伝達、または看護師等の技術指導を目的とした会議を定期的に実施、③すべての看護師等に定期的に健康診断を実施)
- ※ ターミナルケア加算は、24時間連絡体制が確保され、主治医との連携の下にターミナルケアにかかわる計画及び支援体制について、利用者及びその家族に対し説明を行い、同意を得たうえで、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを実施している場合に加算します。
- ※ 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な看護を行った場合に加算します。
- ※ 上記の利用料金は、厚生労働大臣が定める金額であり、これが改訂された場合は、これらの利用料金も自動的に改訂されます。なお、その場合は事前に新たな料金表を書面でお知らせします。
- ※ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくことになりますのでご注意ください。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 1キロメートル当たり50円により請求いたします。	
② 死後の処置料	10,000円 (税別)	
③ キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日17時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	前日17時以降のご連絡の場合	1提供当りの料金の10割を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求方法と支払い方法等	ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用月の翌月 15 日までに利用者あてでお届け（郵送）します。 ウ 請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）利用者指定口座からの自動振替（アプラスのみ） （イ）事業者指定の下記口座へ振り込み（手数料：利用者負担） 山梨中央銀行鵜沢支店 普通 0407988 峡南医療センター富士川病院
---------------------------------	--

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 か月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。

6 契約期間について

この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護（支援）認定の認定有効期間の満了日までとします。但し、利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護（支援）認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護（支援）認定有効期限の満了日までとします。ただし、契約期間満了の前々日までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

7 利用者の解除権について

利用者は、7 日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

8 事業者の解除権について

事業者は、利用者が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達成することが困難になったときは、この契約を解除することができます。また、この契約を解除しようとする場合には、前もって、主治医、居宅介護支援事業者と協議します。

9 契約の終了について

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合には、この契約は終了するものとします。

- ・ 利用者が要介護認定を受けられなかったとき
- ・ ある一定期間利用者が介護保健施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。ただし、再度在宅復帰から 2 カ月以内に、利用者及びその家族等が事業所によるサービスを希望する場合には、今回の契約を持ってサービス提供を継続することが出来る
- ・ 利用者が死亡したとき

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治

の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	主治医名	
	医療機関名	
	所在地及び連絡先	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

12 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情や相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - 管理者は、看護職員等に事実関係の確認を行う。
 - 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討し、時下の対応を決定する。
 - 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者に対し必ず対応方法を含めた結果報告を行う（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する）。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 富士川併設訪問看護ステーション	所在地	南巨摩郡富士川町鯉沢 3 4 0 - 1
	電話	0 5 5 6 - 2 2 - 2 1 2 1 (直)
		0 5 5 6 - 2 2 - 3 1 3 5 (代)
	担当	今福

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申立てることができます。

南アルプス市介護保険課	0 5 5 - 2 8 2 - 6 1 7 9
中央市長寿推進課	0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 5 6
富士川町福祉保健課	0 5 5 6 - 2 2 - 7 2 0 7
市川三郷町地域包括支援センター	0 5 5 - 2 7 2 - 1 1 0 6
身延町福祉保健課	0 5 5 6 - 2 0 - 4 6 1 1

13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 主任看護師 今福史香
-------------	----------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待防止の指針を整備するとともに対策を検討する委員会を開催し、検討結果を職員に周知徹底するとともに虐待防止の研修を定期的実施します。
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

14 感染対策の強化について

感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備するとともに対策を検討する委員会を開催し、検討結果を職員に周知徹底します。また、まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

15 業務継続に向けた取り組みの強化について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護等の提供を継続するとともに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じ、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

16 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の個人情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この個人情報を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を誓約させています。
- (5) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
- (6) 利用者の個人情報の利用目的は以下のとおりです。
 - ① 利用者へ提供する医療・介護サービス
 - ② 医療・介護保険事務
（利用者の管理、保険事務の委託、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関又は保険者からの照会や回答、損害賠償保険等に係る関係機関への相談及び届出）
 - ③ 事業者が提供する医療・介護サービス関連事業
（他の病院、診療所、訪問看護ステーション、居宅サービス事業者等との連携・照会への回答、利用者の診察等のため外部医師等の意見・助言を求める場合）
 - ④ 事業所の管理運営業務

(医療・介護サービスの向上、医療事故等の報告、事業所内で行われる職員及び学生の実習への協力、事例研究等、外部監査機関等への情報提供)

17 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。
- (3) 訪問看護の指示書は当ステーションから主治医に依頼します。指示期間は最長6カ月で、指示書の更新は主治医の指示期間によります。期限が切れる前に主治医に定期依頼しますので、その都度指示書料をご負担いただきます。
- (4) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (5) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

18 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

19 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から2年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

20 ステーションからのお願い等

- (1) 訪問看護サービス提供前後及び提供中に感染対策のため手洗いが必要となりますので、洗面所をお借りいたします。
- (2) 訪問時間を設定していますが、道路事情等により多少前後することがありますので、ご承知おき願います。なお、大幅に遅れる等の場合にはご連絡をいたしますのでご理解ください。
- (3) 訪問職員の健康状態等により急遽サービスの提供が出来なくなる事態が発生した場合は、速やかに他の訪問職員を手配いたしますが、突発的な事故や感染症等の発症の場合、訪

問できないことがあります。

- (4) 災害時は原則ご家族での対応をお願いします。災害の状況により訪問できないことがあります。
- (5) 駐車場の確保をお願いします。路上駐車はできません。
- (6) 必要物品の準備をお願いすることがあります。また、緊急時に当ステーションが持参した衛生材料を使用した場合、費用が発生することがあります。
- (7) 病状の急変時の連絡方法

全地域共通	救急要請	119 (局番無)
	初期救急医療センター (受付 18 時～22 時 30 分)	055-273-1122
南アルプス市	南アルプス市消防本部夜間休日当番	055-283-1999
中央市	甲府地区広域行政事務消防本部	055-222-1190
富士川町・市川三郷町・身延町	峡南消防本部	055-272-1919

病状把握、サービス管理体制等のため当事業所にも併せてご連絡ください。

富士川病院併設訪問看護ステーション 0556-22-2121 (直)

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、前記のとおり重要事項、契約の内容、利用料金等について説明しました。

事業者	所在地	山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢340-1
	事業所名	峡南医療センター企業団富士川病院併設訪問看護ステーション
	代表者職・氏名	施設長 渡邊 義孝 印
	事業所名	峡南医療センター企業団富士川病院併設訪問看護ステーション
	説明者職・氏名	看護師 印

私は、事業者より前記のとおり重要事項、契約の内容、利用料金等について説明を受け、同意しました。

また、この文書が契約書となることについても同意します。
この契約の成立を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者各署名押捺して1通ずつ保有します。

利用者	住	所	
	氏	名	印
	電	話	

署名代行者（または法定代理人）

住	所	
本人との続柄		
氏	名	印
電	話	

家族代表	住	所	
	氏	名	印
	電	話	